

第52回新潟市緑化審議会書面開催記録

開催年月日	令和2年9月(書面開催)		
開催場所	各委員へ資料送付		
	委員氏名		議事次第
会長	紙谷 智彦		1. 委員紹介
副会長	岡崎 篤行		2. 諮問
委員	岩田 統子		○議案第1号 保存樹等の指定について
〃	椎谷 照美		3. 報告
〃	菊野 麻子		○保存樹等の指定解除について
〃	柘津 知広		
〃	石川 正吾		
〃	小林 猛		
〃	佐藤 祥子		
〃	野俣 剛直		
〃	松田 暢夫		
出席者 合計	11 人		

上記議題の審議経過は、本議事録のとおりである。

令和2年 10月 30日

■ 第 52 回 新潟市緑化審議会書面開催記録

1. 開催について

第 52 回新潟市緑化審議会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から書面開催にて開催とさせていただきました。

書面開催は、各委員へ資料を送付し、議決用紙により採決を行いました。

新潟市緑化審議会規則第 5 条の 3 で「審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる」としていることから、当書面会議における議決は、各委員より提出いただく本紙の賛成及び反対数により採決を行います。

2. 議案第 1 号 保存樹等の指定について

議案第 1 号において、保存樹等の指定について諮問を行いました。今回は 2 名の所有者より、7 本ずつ、計 14 本の保存樹の指定について申請がありました。

採決の結果、申請樹木 1～9、11～13 においては、全委員より賛成を頂きましたことから、保存樹の指定について可決とさせていただきます。

一方、申請樹木 10 において、岩田委員より、シラカシの樹種に関する意見があったことから、緑化審議会議長を通じ、国立研究開発法人森林研究・整備機構九州支所の山川博美博士に写真を送付し確認をおこなったところ、ウラジログシであると回答を頂きました

このため、申請樹木 10 について、全委員の賛成を頂いておりますが、シラカシでなくウラジログシとして保存樹に指定することについて再度採決を行うことといたしました。

また、申請樹木 14 において岩田委員と佐藤委員から大枝の枯損について指摘があり、健全な状態でないことや美観に優れていないことから、指定について反対を頂きました。

この結果を踏まえて緑化審議会議長と再度検討を行ったところ、大枝の枯損が認められ、保存樹の指定基準である、健全で美観に優れているかの基準に合致しないと考えられることから、議決用紙では賛成多数であります。保存樹に指定しないことについて、再度採決を行うことといたしました。

3. 申請樹木 10 及び 14 の再採決について

上記理由により、申請樹木 10 をウラジログシとして保存樹に指定することと、申請樹木 14 を保存樹に指定しないことについて、再度議決用紙により採決を行いました。

その結果、いずれの申請樹木においても、全委員の賛成を頂きましたことから、申請樹木 10 を保存樹に指定することについて可決、申請樹木 14 を保存樹として指定しないことにつ

いて可決されました。

なお、再採決の際に、議決用紙の記載欄に頂いたご意見はありませんでした。

4. 報告 保存樹等の指定解除について

保存樹等の指定解除について、3名の所有者より申請があったことから、指定解除を行いましたことを報告いたしました。

5. ご意見について

議決用紙の記載欄に頂きましたご意見については以下のとおりです。

(岩田委員)

第一号議案 保存樹等の指定について(江南区東本町5丁目)

9月27日現地確認。国指定登録文化財の看板前から眺めた(正面のマツ1本は足場を組んで伐採中)。

敷地外からの眺めでは申請樹木2アカマツ、申請樹木4クスノキは個体認識が難しい。またその他の樹種も見える範囲での目視となり、ほぼ資料1での判断となった。

建築部分の活用がどうなされているのか不明であるが、公開することがあれば、可能な部分の保存樹も公開していただけるとありがたいと感じた。

第一号議案 保存樹等の指定について(南区新飯田1850)

9月27日現地確認。敷地外から全体を目視で確認するが、申請樹木8~10の3本は、障害物に妨げられて見切れたり、申請樹木同士が重なり合い、くっきりとした輪郭を切り取ることは難しく、資料1での判断となった。

申請樹木11~14までのケヤキは道路そばに育成し、確認しやすい状態であった。がそれゆえに、自然樹形での維持管理はむずかしく、特に申請樹木12~14は幅3、4m程度の場所に列植され、高い生垣のように仕立てられている。

申請樹木14については、申請樹木13の被圧(優勢な樹木に圧迫されること)をうけており、かつ過去に行われた大枝剪定の後、回復せずに枯損した部分もあり、樹勢は低下傾向にあると考察した。健全な状態と考えにくく、保存樹の指定基準に該当しないと判断した。

また資料写真から、申請樹木10 シラカシの葉の鋸歯が通常のシラカシより細かく、鋭いように思われた。殻斗がどのような形なのか興味深い。

(佐藤委員)

第一号議案 保存樹等の指定について(江南区東本町5丁目)

個人邸の敷地内のようなのですが、保存樹に指定されている木があることを示す表示が、市民にも見られるようにすることは可能でしょうか。

通りがかった人が、例え敷地内には入れなくても、保存樹がここにあるのだということを認識できるような工夫が望まれます。

第一号議案 保存樹等の指定について(南区新飯田 1850)

14 のケヤキは、写真で見ると、大枝が枯損して扁形となっており、ケヤキ本来の樹形からすると、美観を損なっているように見受けられます。

その他の樹木については、特に問題はないと思います。

(松田委員)

第一号議案 保存樹等の指定について(江南区東本町 5 丁目)

登録有形文化財の屋敷内の保存樹指定は、建築物との一体性において意義深いものと思います。

本議案に限らず保存樹は地域の宝であり所有者の承諾の下、さらなる PR の工夫が必要だと思います。

第一号議案 保存樹等の指定について(南区新飯田 1850)

本議案に限らず保存樹は地域の宝であり所有者の承諾の下、さらなる PR の工夫が必要だと思います。

報告事項について

指定番号 8 のような場合、それぞれの事情を踏まえつつも、継承の啓発や継承しやすくする仕組みがあるといいと思います。

指定番号 21 はマツクイムシによる枯死でしょうか？その場合さらなる防除体制が望まれます。

6. 敷地内の指定樹木の公開や PR について

議案に関するご意見として、岩田委員、佐藤委員、松田委員より指定樹木の公開や PR についていただきました。

これらについては、保存樹指定を示す看板を敷地外からも確認できる位置に設置するほか、樹木マップの活用により、広く市民へ周知していきたいと考えています。

7. 保存樹等の指定解除に関する報告について

指定番号 8(ウバメガシ)の生垣の指定解除について、松田委員よりそれぞれの事情を踏まえつつも、継承の啓発や継承しやすくする仕組みがあるといいとの意見を頂きました。

これらについても、樹木マップの活用や所有者への周知を行い、保存樹等を継承しやすい環境づくりを行いたいと考えています。

8. 指定番号 21 の解除について

指定番号 21 の保存樹林の解除について、松田委員より、枯死の原因についてご意見がありました。原因の確認を行いました、その原因は不明でした。